

陳 情 文 書 表 （平成29年11月29日定例会提出）

陳情第5号

都跡公民館佐紀分館の指定管理者の変更についての陳情書

平成29年11月14日受理

陳情者 奈良市四条大路五丁目2番45号
都跡地区自治連合会
会長 藤 田 正 博 外1名

（要旨）

都跡公民館佐紀分館の開館以来、当指定管理者については都跡地区自治連合会北部会へ管理依頼され、北部会11の自治会で指定管理者を推薦してきました。

平成30年4月1日からは、都跡公民館佐紀分館の指定管理については、都跡地区自治連合会北部会に決定をしていただきたい。これは、従来のルールどおり決定したものであります。

平成22年4月に北部会から佐紀公民館の館長になるように依頼を受け、平成30年3月31日まで8年間にわたり指定管理者を受けておりましたが、平成29年3月25日に佐紀中町自治会長を辞退いたしました。

平成29年4月2日の北部会の総会で、佐紀公民館の指定管理者を変更することを決定しました。（10自治会全員賛成）平成29年5月に佐紀中町自治会は北部会を脱退いたしました。平成12年からこのルールで佐紀公民館の指定管理者を北部会で選出してまいりました。（北部会規約）

（理由）

平成28年4月～30年3月まで佐紀中町自治会に指定管理が決定されましたが、平成29年4月に自治会長が交代になり変更願いを提出しましたが、途中の変更はできないとのことで、契約が切れる時に再度提出してくださいとのことでしたので、要望書（平成29年8月1日）を提出いたしました。

8月10日に電話で変更できませんとの回答（詳しい説明なし）があり、文書で回答してくださいと頼みました。平成29年8月23日付で回答書をいただきましたが、お願い（平成29年4月28日）・要望書（平成29年8月1日）の提出に際し、経緯・理由等を詳細に説明したにもかかわらず、納得のいく理由もなく却下されたことについては理解できません。

生涯学習課長の回答に関して理解はできません。今までの経緯について理解しているのか疑問に感じるところです。（北部会の規約）

指定管理者の決定時期が11月～12月ごろと聞いているのに、なぜこの時期に変更をしないと決定されたのか、当方の件について検討されたのか疑問に感じます。

上記陳情いたします。